

はじめに

1. インドネシア : 飲食業におけるフランチャイズに関する新規則
 2. マレーシア : 外国人労働者に対する最低賃金制度適用の延期
 3. タイ : 外国人事業法上の規制対象業種である「その他サービス業」からの除外規定を定める規則の制定
- 今号のコラム -インド-

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 14 号(2013 年 4 月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア: 飲食業におけるフランチャイズに関する新規則

2013 年 2 月 11 日、飲食業におけるフランチャイズに関する新しい商業大臣令 No.07/M-DAG/PER/2/2013 (「2013 年商業大臣令」)が公布・施行されました。フランチャイズについては、国内の中小企業及び国産品の保護を目的として、2012 年 8 月にフランチャイズ一般に関する商業大臣令が施行された他、同年 10 月に小売店のフランチャイズに関する商業大臣令も施行されたところですが、今般、飲食業についても同様の規制が導入されたものです。その主な内容は以下の通りです。

直営店舗数の上限規制と中小企業の優遇

規制の対象はレストラン、食堂、バー及びカフェであり、これらの飲食店について、フランチャイザー又はフランチャイジーは、直営店を最大 250 店舗までしか保有できないものとされています。251 店舗目以降の店舗については、(i)サブフランチャイジーを選定してその者に運営させる(サブフランチャイズ)、又は(ii)第三者からの出資を受け入れるという形によらなければなりません。上記(ii)の第三者からの出資については、投資額が 100 億ルピア(現在のレートで約 1 億円)以下の場合には 40%以上、100 億ルピアを超える場合には 30%以上の出資をそれぞれ受け入れる必要があります。既に 250 店舗を超える店舗を運営している場合には、施行より 5 年以内に上記の規制を遵守する必要があります。

さらに、フランチャイザー又はフランチャイジーが、サブフランチャイジーを選定し、又は出資を受け入れる場合、当該サブフランチャイジー又は新出資者については、フランチャイザーの定める要件を満たす範囲で、現地の国内中小企業を優先的に選定しなければなりません。

国産品使用義務

フランチャイザー及びフランチャイジーは、業務で使用する原料や設備について、最低でも 80%は国産品を使用しなければならないものとされました。もっとも、この 80%の具体的な算定方法は必ずしも明らかではありません。なお、この国産品使用義務につき、商業大臣は、国内取引局長により組成されるアセスメントチームの推薦を考慮の上、例外を認めることができるとされています。

このような国内産業を保護する流れは、今後他の業態に波及する可能性も考えられますので、政府の今後の動向には留意が必要です。

弁護士 田中 光江
(Adnan Kelana Haryanto & Hermanto 法律事務所出向中)
✉ mitsue@akhh.com

弁護士 埴 晋
✉ susumu.hanawa@mhmjapan.com

弁護士 山田 広毅
☎ 03-6266-8554
✉ koki.yamada@mhmjapan.com

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919
✉ aki.tanaka@mhmjapan.com

2. マレーシア:外国人労働者に対する最低賃金制度適用の延期

本ニュースレター第 6 号でご紹介しました通り、マレーシアでは、2012 年 7 月、全業種の従業員(但し、家事使用人を除く)を対象とする最低賃金制度を定める 2012 年最低賃金令が公示され、原則として 2013 年 1 月 1 日(但し、従業員数が 5 名以下の場合には 2013 年 7 月 1 日)から施行されています。なお、最低賃金令の下での最低賃金額は、(i)半島マレーシアにおいては、月給ベースで 900 マレーシア・リングギ(RM)(現在のレートで約 2 万 9,000 円)、(ii)サバ州、サラワク州及びラブアン連邦直轄地においては、月給ベースで 800RM(同約 2 万 5,800 円)とされており。

ところが、2013 年 3 月 19 日、マレーシア政府は、国家賃金評議会等の意見聴取の結果、外国人労働者に対する最低賃金制度の適用に関し、①中小企業(small and medium enterprises)については、包括的に、2013 年 12 月 31 日まで延期を認める一方、②中小企業以外の企業については、最低賃金制度の実施が困難な状況である場合に、個別に、2013 年 6 月 30 日までに当局に対する適用延期の申請を認める(必ずしも延期が認められるわけではない)旨公表しました。その反面、政府は、上記公表の際、①上記により最低賃金の適用を延期する企業は、外国人労働者の賃金から、外国人雇用税、宿泊費その他手当てを控除できないとする一方、②最低賃金を実施している企業については、一定額の範囲で、外国人雇用税及び宿泊費を外国人労働者の賃金から控除することを認めることとしました。この場合認められる一月当たりの控除額は、外国人雇用税の場合は実際の税額を月額ベースで均等割りした額であり、宿泊費の場合は月額 50RM(現在のレートで約 1,600 円)を上限とします(但し、特別な事情がある場合には、当局に申請の上、個別に、上限額以上の宿泊費の控除が認められることがあります。)

なお、マレーシアでは、「中小企業」は、①農業及びサービス産業については、従業員数 50 名以下又は年間売上高 500 万 RM(現在のレートで約 1 億 6,155 万円)以下の企業、②製造及び製造関連サービス業(情報通信サービス業を含む)については、従業員数 150 名以下又は年間売上高 2,500 万 RM(同 8 億 774 万円)以下の企業、と定義されています。中小企業は、マレーシアにおける企業の 90%以上を占めるとも言われています。

弁護士 秋本 誠司
☎ 03-5220-1818
✉ seiji.akimoto@mhmjapan.com

弁護士 佐伯 優仁
☎ 03-6266-8523
✉ masahito.saeki@mhmjapan.com

弁護士 佐藤 貴哉
☎ 65-6593-9759 (シンガポール)
☎ 03-6266-8543
✉ takaya.sato@mhmjapan.com

3. タイ: 外国人事業法上の規制対象業種である「その他サービス業」からの除外規定を定める規則の制定

タイにおいて、外国人は、外国人事業法の別表 1 から 3 までのリストに掲げられた一定の事業を原則として行うことができないとされています(外国人とは、外資が株式の半数以上を保有するタイ法人を含みます。)。外国人事業法の別表 3 には、外国人が原則として営むことができない事業として、サービス業を中心に 21 の業種が挙げられていますが、そのうちの1つに「その他サービス業」というキャッチオール規定が設けられており、規制対象が広範囲に及んでいます。この点、規制対象から除外すべき事業については省令の定め委ねられていますが、これまでそれを定めた省令はありませんでした。

そこで、今般、2013 年 3 月 11 日に、外国人事業法の別表 3 の 21 項に関する省令が公布・施行され、以下の業務については、「その他サービス業」から除外されることになりました。

- (1) 証券取引法に基づく証券業務
 - (a) 証券取引
 - (b) 投資助言
 - (c) 証券の引受
 - (d) 証券の貸借
 - (e) 投資信託の運用
 - (f) プライベートファンドの運用
 - (g) ベンチャーキャピタルの運用
 - (h) 証券業についての信用供与
 - (i) ファイナンシャルアドバイザー
 - (j) 証券登録機関としてのサービスの提供
 - (k) 証券会社の顧客又はデリバティブ取引業者の顧客の資産の管理
 - (l) プライベートファンドの財産の受託
 - (m) 投資信託の管理
 - (n) 社債権者代理人
- (2) デリバティブ法に基づくデリバティブ業務
 - (a) デリバティブ取引
 - (b) デリバティブに関する投資助言
 - (c) デリバティブファンドの運用
- (3) 資本市場取引信託法に基づく受託業務

本省令の制定により、これまでは、外国人事業委員会の承認に基づく商務省の商業登記局長の外国人事業許可を受けた場合にのみ外国人が行うことが可能であった上記(1)から(3)の事業について、外国人事業許可を受けることなく営むことができるようになりました。

弁護士 二見 英知
(Chandler & Thong-ek 法律事務所出向中)

✉ hidetomo@ctlo.com

弁護士 茨木 雅明
☎ 03-6266-8927

✉ masaaki.ibaragi@mhjapan.com

今月のコラム -インドにおけるアルコール事情-

今回のコラムは、第12号(2013年2月号)のマレーシア編に引き続き、アジア諸国におけるアルコール事情@インド編をお伝えいたします。

<インドにおけるアルコール消費量>

インドにおけるアルコール消費量は伝統的に必ずしも多くありません。WTOの調査報告である「WHO Global Status Report on Alcohol and Health 2011」(「WTO報告書」)によれば、成人(15歳以上)一人当たりの純アルコール消費量の国別ランキング(2011年)では、インドは188ヶ国中170位とされています。

インドにおいてアルコール消費量が多くない理由としては、マハトマ・ガンジーが飲酒を悪徳とみなしていたこと、ヒンドゥー教が必ずしも飲酒を好ましいとみなしていないこと等が一般的に挙げられることが多いですが、アルコールを購入することが経済的に困難な所得層が多かったことも大きかったようです。しかしながら、近年のインドにおける経済成長及びそれに伴う中間所得層の拡大により、インドにおけるアルコール消費量は増加傾向にあり、今後も大幅に増加するものと予測されています。2011年におけるインド商工会議所(ASSOCAM)調査報告によれば、インド国内のアルコール消費量は、2015年までに1,900億リットル、市場規模は1.4兆ルピー(1ルピー=1.8円換算で2.5兆円)にまで拡大するものと予測されています(なお、2011年における消費量は、67億リットル、市場規模は、5,070億ルピー(上記レートベースで9126億円)とされています。)

アジア諸国における成人一人当たりの純アルコール消費量
ランキング(2011年)

順位	国	アルコール消費量 (リットル)
13位	韓国	14.80
70位	日本	8.03
77位	タイ	7.08
83位	ラオス	6.73
89位	フィリピン	6.38
96位	中国	5.91
114位	カンボジア	4.77
125位	ベトナム	3.77
154位	シンガポール	1.55
167位	マレーシア	0.82
168位	スリランカ	0.82
170位	インド	0.75
173位	インドネシア	0.59
174位	ミャンマー	0.57

注:WTO報告書を元に筆者作成



<インドの国産ワイン SULAワイン>

<アルコールに関する法律>

インドにおいて、アルコールの販売・消費に係る事項は各州の州法で規制されているため、アルコールに係る規制は各州によって異なります。このため、最低飲酒年齢も州によって異なっており、デリーやハリヤナ州のように25歳と高めに設定されている州等もあれば、マハーラーシュトラ州のように、ビールやワインは21歳で、その他は25歳とアルコールの種類によって、最低飲酒年齢が異なる州もあります(但し、筆者が駐在している現地弁護士事務所の同僚弁護士によれば、このような年齢制限は必ずしも厳密に遵守されている訳ではないようです。)。その他、グジャラート州等のように、飲酒そのものが禁止されている州もあります。

また、インドでは特定の祝日等において、アルコールの販売が禁止されており、このような日はDry Dayと呼ばれています。独立記念日やマハトマ・ガンジーの誕生日等は全国的にDry Dayとされていますが、その他にも、各州ごとに個別にDry Dayが定められているようです。

<アルコールの種類>

インドにおいては、伝統的にウイスキー等の蒸留酒が特に好まれているようですが、近年は若者層を中心にビールやワインの消費量も増加しているようです。筆者の個人的な見解としては、インド料理は、辛口の料理や油を多く使った料理が多いので、やはりビールが合うように思います(なお、インドの国産ビールの代表格は、キングフィッシャーになると思います。)。インドでの駐在生活においては、インド料理とどのように付き合っていくかが大きな課題の一つになりますが、アルコールはその大きな手助けになるのではないかと思います。このほか、筆者の暮らしているムンバイの北東約180キロの街、ナシクで生産されている、SULAワインは、出張帰りのお土産にもお勧めです(太陽を模したエチケットが目印です)。

(弁護士 東條 康一)

セミナー・文献情報

➤ セミナー 『紛争解決手段としての CIETAC(中国国際経済貿易仲裁委員会)仲裁の実務』

開催日時 2013年4月19日(金) 13:00~17:00

講師 落合 孝文、孫 彦

主催 一般社団法人企業研究会 (<http://www.bri.or.jp/>)

➤ セミナー 『アジアの英文 JV 契約マスター塾~アジアで勝つための JV 契約活用法~』

開催日時 2013年4月24日(金) 14:30~17:30

講師 小山 洋平

主催 金融財務研究会 (<http://www.kinyu.co.jp/>)

➤ セミナー 『シンガポール地域統括会社の構築及び活用の法務・税務上の留意点~アジアにおける法務・M&A 戦略を交えて~』

開催日時 2013年5月31日(金) 14:30~17:30

講師 関口 健一

主催 経営調査研究会 (<http://www.kinyu.co.jp/>)

➤ 論文 『インド 現地参入・進出におけるトラブル事例とその対策』

掲載誌 月刊研究開発リーダー 2013年3月号

著者等 小山 洋平

➤ 論文 『<クローズ・アップ>2013年2月決定の2事案からみえる FCPA(海外汚職行為防止法)域外適用の最新動向』

掲載誌 旬刊 経理情報 No.1345 2013/04/20

著者等 落合 孝文、渥美 雅之(共著)